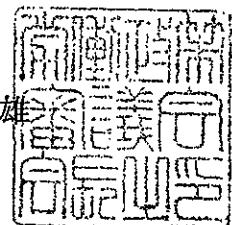


労審発1222第598号
平成22年12月22日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



平成22年12月22日付け厚生労働省発基安1222第1号をもって諮問のあった「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年12月22日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

安全衛生分科会
分科会長 相澤 好治

「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」及び
「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成22年12月22日付け厚生労働省発基安1221第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。